

門真市住民活動災害補償制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国内における日帰りの住民活動参加者等の住民活動中の事故による災害(障害又は障害に起因する後遺障害又は死亡をいう。以下同じ。)に対して、門真市住民活動災害補償制度(以下「災害補償制度」という。)で補償することにより、住民団体又はその住民活動の参加者若しくはその参加者の遺族の救済を図り、もって住民活動の推進と福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民団体 主たる活動拠点を門真市内に有し、かつ、構成員が5人以上で組織された住民活動団体で、本市に登録しているものをいう。
- (2) 住民活動 住民団体、本市及び本市が出資した法人又はこれらに準ずる団体(以下「住民団体等」という。)がその参加者に無報酬(実費弁償を除く。)で、福祉の向上のために行う事業又は活動で別表第1に掲げるもの(社会福祉団体、社会教育団体及び地域自治体以外の住民団体が行う自助活動を除く。)をいう。
- (3) 市民 市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づき、門真市住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (4) 指導者 住民団体等において住民活動の指導的地位にある者又はこれに準ずる者(市外居住者を含む。)をいう。
- (5) スタッフ 住民団体等の構成員や指導者の補助員など住民活動の実施に伴ってその運営に従事する者(市外居住者を含む。)をいう。
- (6) 参加者 自らの意思で住民活動に直接参加する市民をいう。

(契約の締結)

第3条 市長は、災害補償制度を運用するために、毎年度予算の定める範囲において、保険会社との間に損害保険契約を締結するものとする。

(補償期間)

第4条 災害補償保険の補償期間は、毎年7月1日午後4時から翌年の7月1日午後4時までの1年間とする。ただし、途中登録者の補償期間については、登録受付日から翌年の7月1日午後4時までとする。

(住民団体等の登録)

第5条 住民団体等の登録は、住民団体等の代表者が門真市住民活動災害補償制度適用届出書(様式第1号)を提出することにより行う。住民団体等は登録をもって災害補償制度の適用団体となるものとする。

2 前項の登録受付期間は、毎年6月1日から同月末日までとする。

(対象事故)

第6条 災害補償制度の対象となる事故は、次に掲げるとおりとする。

(1) 損害賠償責任事故 住民活動の指導者若しくはスタッフ(以下「指導者等」という。)が、住民活動中及び住民活動中に指導者等が製造し、販売し、又は提供した財物が他人に引き渡された後にその品質又は取扱い等によって人の生命又は身体に損害を与え、住民団体又は指導者等が法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

(2) 傷害事故 住民活動の参加者又は指導者等(以下「参加者等」という。)が住民活動中に発生した、急激かつ偶然な外来の事故(住民活動場所と自宅との往復途上中の傷害事故にあつては、第5条に規定する災害補償制度の適用団体となった住民団体の構成員に限る。)による災害(熱中症、細菌性食中毒及びO-157を含む。以下「熱中症等」という。)で死亡し、又は負傷した場合をいう。

(適用除外)

第7条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる事故による災害については災害補償制度の対象としない。

(1) 損害賠償責任事故の場合

ア 住民団体又は指導者等の故意による事故

イ 戦争、変乱、テロ、暴動又は労働争議等の政治的騒じょうによる事故

ウ 地震、噴火、洪水又は津波等の天災による事故

エ 指導者等の同居の親族に対する事故

オ 住民団体又は指導者等が所有、使用又は管理する車両(原動力が人力である場合を除く。)若しくは動物による事故

カ その他保険契約に適用される約款又は特約条項で免責とされる事故

(2) 傷害事故の場合

ア 住民活動の参加者等の故意による事故

イ 戦争、変乱、テロ、暴動又は労働争議等の政治的な騒じょうによる事故

ウ 地震、噴火又はこれらによる津波に随伴して生じた事故若しくはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

エ 住民活動の参加者等の脳疾患、疾病又は心神喪失による事故

オ 住民活動の参加者等の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為による事故

カ 山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険なスポーツに参加している最中の事故

キ 住民活動の参加者等が法令に定められた運転資格を持たず、又は酒に酔って若しくは麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車又は原動機付自転車を運転している間に生じた事故

ク 住民活動の参加者等の妊娠、出産、早産又は流産に伴う外科的手術その他の医療処置

ケ 他覚症状のない頸部症候群（「むちうち症」をいう。）又は腰痛

コ その他保険契約に適用される約款又は特約条項で免責とされる事故

（損害の範囲）

第8条 損害賠償責任事故の補償対象となる損害の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被害者に対する治療費、通院交通費、入院諸雑費、休業損害費、葬儀料、死亡による遺失利益又は慰謝料等
- (2) 保険会社の承諾を得て支出した訴訟、仲裁、和解又は調停費用
- (3) 損害の防止又は軽減のために有益な応急又は緊急の措置に要する費用

（損害賠償責任事故の補償金額）

第9条 住民活動中の事故による人の災害について住民団体又は指導者等が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償するものとする。

2 賠償責任補償の補償すべき金額は、被害者1人について20,000,000円、1事故について100,000,000円を限度とする。

(損害賠償責任事故の免責金額)

第10条 被害者が住民活動中の事故による災害について、法令（条例を含む。以下同じ。）による賠償その他これに類する給付を受ける場合は、その金額の限度において、前条の補償の義務を免れる。

2 前条第2項の損害額が10,000円を超過する場合に限り、その超過分についてのみ補償の責めを負う。

(損害事故・死亡補償金)

第11条 住民活動の参加者等が第6条第2号に規定する住民活動中の事故によりその身体に傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から180日以内に死亡した場合において、その者の法定相続人に対し死亡補償金を支払うものとする。

2 死亡補償金は、一時金とし、その額は3,000,000円とする。

(傷害事故・後遺障害補償金)

第12条 住民活動の参加者等が第6条第2号の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合において、その者に対し後遺障害補償金を支払うものとする。

2 後遺障害補償金は、一時金とし、その額は3,000,000円に別表第2の各号に掲げる割合を乗じた額とする。

(傷害事故・入院補償金、手術補償金及び通院補償金)

第13条 住民活動の参加者等が第6条第2号に規定する傷害を被り、その直接の結果として、生活機能又は業務能力の滅失又は減少（入院又は通院の状態をいう。）を来し、かつ、医師の治療を受けた場合において、その者に対し入院補償金又は通院補償金を支払うものとする。

2 入院補償金及び通院補償金の額は、入院又は通院した治療日数1日につき、入院補償金にあつては事故の日から180日を限度として3,000円、通院補償金にあつては事故の日から180日までの間において90日を限度として2,000円とする。この場合において、住民活動の参加者等が事故の日から180日以内に障害の治療を直接の目的として所定の手術を受けた場合には手術の種類に応じて入院補償金日額の10、20又は40を乗じた額を支払う。

(傷害事故の免責)

第14条 被害者が住民活動中の事故による災害について法令による災害補償を受ける場合は、前3条の支払義務を免れる。

(損害保険料)

第15条 この災害補償制度に係る損害保険料は、市が負担するものとする。

(事故報告)

第16条 住民活動中に事故が発生したときは、損害賠償又は傷害補償の対象となる住民活動の参加者等（以下「補償対象者」という。）は、当該事故発生日から14日以内に門真市住民活動災害補償制度事故発生状況報告書（以下「報告書」という。）により市長に報告しなければならない。

(事故の判定)

第17条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該事故が災害補償制度の対象となる事故であるかどうか調査し、判定するものとする。

2 市長は必要があると認めるときは、当該事故の判定にあたり門真市住民活動事故判定委員会（以下「委員会」という。）に諮ることができる。

(事故判定委員会)

第18条 前条第2項の判定に資するための事実関係の確認及び調査のため、委員会を設置する。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長は地域政策課長の職にある者とし、副委員長は生涯学習課長の職にある者とする。

4 委員は福祉政策課長の職にある者とする。

5 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会)

第19条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、構成員の同意により決するものとする。

(委員会の庶務)

第20条 委員会の庶務は、市民文化部地域政策課において行う。

(委員会運営)

第21条 前3条に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が別途定める。

(補償金の請求)

第22条 補償対象者から補償金請求があった場合は、市長は、第3条に基づき保険会社が求める全ての必要書類を提出して、保険金を保険会社に請求するものとする。

2 市長は、前項の保険金請求による保険会社の事故調査の結果、保険金支払の対象外であることが判明したときは、補償対象者にその旨を通知し、保険金を受け取ったときはその全額を補償対象者又は法定相続人に支払う。

3 市長は、前項の支払を証明するために補償対象者又はそれらの法定相続人の補償金受領書を保険金受領後30日以内に保険会社に提出する。

4 前2項の規定にかかわらず、市が受け取るべき保険金について、市長が保険会社に対し、補償対象者又は法定相続人に直接支払うことを要請した場合は、保険会社は補償対象者の指定する金融機関の口座に振り込み、これによって市の補償金支払義務及び補償金受領書の提出義務は履行されるものとする。

(準用)

第23条 この要綱に定めのない事項等は、この要綱に基づく損害保険会社の保険契約の約款、特別約款又は特約条項の定めるところによる。

(調整)

第24条 市長は、この要綱の規定にかかわらず、必要があるときは、住民活動の範囲等について、第3条の契約の際に調整することができる。

(委任)

第25条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成18年3月31日から施行する。

(保険期間の始期の特例)

2 この要綱の施行時における保険期間の始期は、この要綱の規定にかかわらず、平成18年3月31日午後4時とする。

附 則

この要綱は、平成18年 8 月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年 4 月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年12月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定（同条第 3 号に係る部分に限る。）は、平成24年 7 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第2条関係）

(1) 地域社会活動

清掃活動（道路、河川、公園その他公共施設の清掃等）、防災・防火・防犯活動、交通安全運動、献血奨励、掲示板添付、研修会・募金活動、PTA活動、社会見学、講座、講習会、講演会、展示会等への活動及びこれらのための準備活動

(2) 青少年健全育成活動

子ども会、ボーイスカウト等地域の青少年育成活動、地域文庫活動、非行防止パトロール等の活動及びこれらのための準備活動

(3) 社会福祉・社会奉仕活動

社会福祉施設援護活動（リハビリテーション・訓練の手伝い・行事手伝い、慰問、通園送迎の介助、カウンセリング、点訳、リーディングサービス等）在宅老人、障害者等ガイドヘルパー、ホームヘルパー、手話通訳、就労・社会復帰のための援護等の活動及びこれらのための準備活動

(4) 社会教育活動

スポーツ活動（門真市体育協会が主催・共催するスポーツ団体の活動、その他住民活動団体・グループが行うスポーツ活動、スポーツ大会等応援活動及びこれらのための準備活動）文化活動（門真市文化協会に加入する文化団体の活動、その他住民活動団体・グループが行う文化活動及びこれらのための準備活動）

(5) 門真市若しくはそれに準じる団体が行う事業又は活動への参加及びその手伝い備考 日帰り活動に限る。

別表第2（第12条関係）

1 眼の障害

(1) 両眼が失明したとき	100%
(2) 1眼が失明したとき	60%
(3) 1眼の矯正視力が0.6以下となったとき	5%
(4) 1眼が狭窄となったとき	5%

2 耳の障害

(1) 両耳の聴力を全く失ったとき	80%
(2) 1耳の聴力を全く失ったとき	30%
(3) 1耳の聴力が50m以上では通常の話声を解せないとき	5%

3 鼻の障害

(1) 鼻の機能に著しい障害を残すとき	20%
---------------------	-----

4 そしゃく、言語の障害

(1) そしゃく又は言語の機能を全く廃したとき	100%
(2) そしゃく又は言語の機能に著しい障害をのこしたとき	35%
(3) そしゃく又は言語の機能に障害を残すとき	15%
(4) 歯に5本以上の欠損を生じたとき	5%

5 外貌（顔面・頭部・顎部をいう）の醜状

(1) 外貌に著しい醜状を残すとき	15%
(2) 外に醜状（顔面においては直径2cmの疫痕、長さ3cmの線状痕程度をいう）を残すとき	3%

6 脊柱の障害

(1) 脊柱に著しい奇形又は著しい運動障害を残すとき	40%
(2) 脊柱に運動障害を残すとき	30%
(3) 脊柱に奇形を残すとき	15%

- 7 腕（手関節より上部をいう）、脚（足関節より上部をいう）の障害
- (1) 1腕又は1脚を失ったとき 60%
 - (2) 1腕又は1脚の3大関節中2関節以上の機能を全く廃したとき 50%
 - (3) 1腕又は1脚の3大関節中1関節の機能を全く廃したとき ... 35%
 - (4) 1腕又は1脚の機能に障害を残すとき 5%

8 手指の障害

- (1) 1手のおや指を指関節より上部で失ったとき 20%
- (2) 1手のおや指の機能に著しい障害を残すとき 15%
- (3) おや指以外の1指を第2関節より上部で失ったとき 8%
- (4) おや指以外の1指の機能に著しい障害を残すとき 5%

9 足指の障害

- (1) 1足の第1足指を趾関節より上部で失ったとき 10%
- (2) 1足の第1足指の機能に著しい障害を残すとき..... 8%
- (3) 第1足指以外の1足指を第2趾関節より上部で失ったとき ... 5%
- (4) 第1足指以外の1足指の機能に著しい障害を残すとき 3%

10 その他身体の著しい障害により終身自用を弁ずることができないとき...

100%